

務	00	01	1年
(令和9年3月末まで保存)			
(令和7年8月末まで有効)			
交企第132号			
(交指、運免)			
令和7年6月24日			

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和7年夏の交通安全県民運動の実施について

県警察では、交通死亡事故抑止に向けた各種活動を推進中であるが、本年5月末現在の交通事故発生状況は、死者数は減少しているものの、発生件数及び負傷者数は増加しており、予断を許さない状況にある。

例年、死亡事故の多くは下半期に発生しており、加えて本格的な夏の行楽シーズンに入ることから、交通量の増大に伴う交通事故の増加、飲酒運転等の危険運転に起因する重大事故の発生が懸念されるところである。

このような情勢の中、見出しの運動が実施されるので、各所属にあっては、交通事故抑止に向けた実効ある対策を推進されたい。

記

1 実施期間

令和7年7月21日（月）から7月31日（木）までの11日間

2 運動重点及び推進事項

(1) 歩行者の正しい横断方法の実践と安全運転意識の向上

ア 歩行者対策

(ア) 道路横断時における横断歩道の利用、信号遵守等の基本的な交通ルール遵守に加え、歩きスマホの危険性について指導啓発を推進すること。

また、信号機のない横断歩道において、歩行者が運転者に対して横断する意思を伝える「ハンド&サンクス」～「渡る合図」と「ありがとう」～の励行など、自らの安全を守るための交通行動についても指導すること。

(イ) 歩行中の幼児・児童の飛び出しや高齢歩行者による横断歩道以外横断など、年齢別の違反の特徴を踏まえた交通安全教育を実施すること。

(ウ) 薄暮・夜間時間帯の事故防止として、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知、自発的な着用及び明るく目立つ色の衣服の着用を促す取組を推進すること。

## イ 運転者対策

(ア) 信号機のない横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底を呼び掛けるとともに、横断歩行者等妨害等違反の交通指導取締りを強化すること。

(イ) 運転中のスマートフォン等の使用や注視による「ながら運転」の危険性の周知、夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す広報啓発活動を実施すること。

(ウ) 高齢運転者対策として、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進すること。

また、運転に不安のある高齢運転者に対し、安全運転相談窓口、運転免許の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発を推進すること。

(エ) 夏の行楽期においては、ツーリング等による二輪車乗車中の交通事故の増加が懸念されることから、山間部における警戒活動や道の駅などの二輪車運転者の休憩場所における広報啓発活動を推進すること。

また、二輪車運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用方法及びその重要性並びにプロテクターの被害軽減効果について広報啓発を推進するとともに、特に中高年層に対する交通安全教育を推進すること。

(オ) 交通事故発生時の被害軽減を図るため、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用することができない児童を含むチャイルドシートの適切な使用の徹底及び妊娠中の女性に対するシートベルトの適切な着用方法に係る広報啓発を推進すること。

また、高速バス、タクシー等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係機関、事業者等と連携した広報啓発活動を推進すること。

## (2) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

### ア 自転車及び特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用の徹底

(ア) 全ての自転車利用者及び特定小型原動機付自転車利用者に対してヘルメット着用の努力義務が課されていることから、頭部保護の重要性及びヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を推進し、ヘルメット着用の徹底を図ること。

(イ) ヘルメット購入助成等の支援、夏休み期間中における児童等のヘルメット着用及び交通ルール遵守の指導について、自治体や教育関係機関への働きかけを実施すること。

### イ 自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底

(ア) 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」を活用し、自転車の交通ルールについて広報啓発活動を積極的に推進すること。

- (イ) 自転車利用者等の安全を確保するための点検整備及び自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組を推進すること。
- (ウ) 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、令和6年11月1日から施行された自転車の「ながらスマホ」の禁止及び酒気帯び運転に対する罰則の創設に関する広報啓発を推進すること。
- (エ) 交通違反を現認した場合は軽微な違反でも看過せず、指導警告を確実に行うとともに、酒酔い運転等の悪質・危険な交通違反は積極的に検挙すること。

### (3) 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

#### ア 飲酒運転の根絶に向けた取組の強化

##### (ア) 交通指導取締りの強化

夏の行楽期を迎え、飲酒の機会が増えることに伴い、重大事故に直結する飲酒運転の増加が懸念されることから、管内の飲酒運転の状況を詳細に分析し、時間帯、場所及び方法を選定した実効ある交通指導取締りを強力に推進すること。

特に、郊外や避暑地等では、気の緩みにより飲酒運転に対する罪悪感が希薄となる傾向もあることから、当該箇所への警戒力の配分に留意されたい。

なお、飲酒運転を検挙した際は、車両や酒類の提供者、同乗者等のいわゆる周辺者三罪に対する徹底した捜査を行い、立件に努めること。

##### (イ) 関係機関と連携した活動の推進

タクシーや運転代行業社等に対する飲酒運転や路上寝込みに係る通報協力依頼等、関係機関と連携した活動を推進すること。

#### イ 妨害運転等の交通指導取締りの徹底

妨害運転及び悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反については、ドライブレコーダー・防犯カメラ等の映像の証拠品化・精査を念頭に、客観証拠の迅速な収集を徹底するほか、未然防止のための広報啓発活動を推進すること。

### 3 推進上の留意事項

#### (1) 殉職・受傷事故の防止

交通街頭活動に従事する全ての警察職員に対し、殉職・受傷事故防止の教養を行い、その絶無に努めること。

また、関係機関・団体及び交通ボランティアと共同による街頭活動の実施に際しても、安全な活動場所を選定するなど受傷事故防止対策に万全を期すこと。

#### (2) 隣接警察署等との連携強化

各種街頭活動の実施に当たっては、交通事故の発生状況、道路環境等に鑑み、隣接警察署等との連携を強化し、従来の枠組みにとらわれない柔軟な取組を推進するなど、警察の総合力を発揮した活動に配慮すること。

#### (3) 関係機関・団体との連携強化

自治体、交通ボランティア等との連携した街頭広報活動、教育機関に対する自転車ルール周知やヘルメット着用促進に向けた働き掛け、道路管理者と連携した交通事故抑止対策など、関係機関・団体と連携した取組の推進を図ること。

(4) SNS等を活用した広報啓発活動の推進

広報啓発については、ポスター、チラシ等の従来からの広報媒体に加え、デジタルサイネージ、青森県警察公式SNS等を活用した情報発信など効果的な広報啓発活動を推進すること。

4 報告

各警察署にあつては、運動期間中の主な行事について、別添様式に記載の上、本年7月10日（木）までに下記担当へメールにて報告すること。

本件担当：交通企画課  
交通安全対策係

別添様式

夏の交通安全県民運動期間中の行事予定

警察署

月日	曜日	時間	場所	行事名	主催	参加人数
例 7/21	木	11:00~	署駐車場	出動式	〇〇署	30人

注1：様式については、行数を追加するなど、適宜、調整すること。

注2：安全運動期間に先駆けて実施する行事等にあっても記載すること。

注3：報告期限にあつては令和6年7月10日（水）までとする。